

気象警報発令に伴う臨時休園の対応について

気象警報に伴う臨時休園の基準については、下記のとおりとなります。

- ・ 午前 8 時 30 分の時点で、交野市に「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「特別警報」のうちいずれかの警報が発令されている場合は、植物園を臨時休園とします。
- ・ 午前 8 時 30 分以降、植物園の開園時間中に警報等が発令された場合は、ただちに植物園を臨時休園とします。
- ・ 午後 2 時の時点で、警報等が解除されない場合は、植物園を終日臨時休園とします。

※ 午後 2 時までに警報等が解除された場合、現地調査により安全を確認したのち、植物園を開園します。ただし、安全が確認できない場合は開園しません。

※ 終日臨時休園とした翌日も植物園内の状況により開園時間の変更および臨時休園の可能性がございます。